

《参考資料》

《 参考資料 》

1 主な環境関係条例・規則・要綱一覧

条例・規則・要綱名	制定年月日
ふじみ野市環境基本条例	平成 19 年 3 月 22 日
ふじみ野市環境審議会規則	平成 19 年 7 月 9 日
ふじみ野市浄化槽法施行細則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地域環境美化自主活動支援事業実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書等の様式を定める規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市ごみ集積所設置等に関する指導要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市狂犬病予防法施行細則	平成 17 年 10 月 1 日
畜犬に係る登録等事務手数料免除規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市市民葬祭取扱要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市公衆浴場近代化設備資金補助金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市集団資源回収事業報奨金交付要綱	平成 18 年 3 月 28 日
ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 18 年 3 月 30 日
ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議設置要綱	平成 19 年 10 月 16 日
ふじみ野市リユース食器貸出事業実施要綱	平成 20 年 4 月 22 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 20 年 12 月 19 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	平成 21 年 3 月 31 日
ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成 22 年 6 月 22 日
ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	平成 22 年 9 月 28 日
ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	平成 23 年 3 月 23 日
埼玉県生活環境保全条例によるふじみ野市に係る騒音及び振動の規制基準等を定める規則	平成 25 年 2 月 18 日
ふじみ野市環境協働事業補助金交付要綱	平成 25 年 4 月 1 日
ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会条例	平成 25 年 6 月 20 日
ふじみ野市生ごみ処理容器設置推進事業実施要綱	平成 26 年 3 月 31 日
ふじみ野市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	平成 31 年 3 月 19 日
ふじみ野市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則	平成 31 年 4 月 1 日
ふじみ野市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱	令和 5 年 3 月 8 日
ふじみ野市電気自動車等導入促進補助金交付要綱	令和 5 年 3 月 15 日
ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱	令和 5 年 3 月 15 日
ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱	令和 5 年 3 月 17 日

○ふじみ野市環境基本条例

平成19年3月22日

条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 快適で良好な環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念（第8条）

第2節 環境基本計画等（第9条・第10条）

第3節 市が講ずる基本的な環境施策等（第11条—第19条）

第3章 市、市民及び事業者の参画及び協働

第1節 参画及び協働（第20条）

第2節 環境教育及び学習の推進等（第21条—第24条）

第3節 快適で良好な環境を確保する活動の促進（第25条—第27条）

第4章 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力等（第28条）

第5章 環境審議会（第29条）

第6章 補則（第30条）

附則

私たちのふじみ野市は、武蔵野台地から荒川低地にまたがる地形を持ち、歴史的景観を残す雑木林、ゆう水や新河岸川などの水辺空間を有する恵まれた自然環境の下で、多くの歴史的、文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により発展を続けてきた。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを追い求めてきた社会経済活動は、今や自然の持つ再生能力を超える規模となり、その結果地球温暖化など地球規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。

もとより、私たちは、健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境を等しく受ける権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務がある。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者のすべてがそれぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民（民間団体を含む。以下同じ。）及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 快適で良好な環境 大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 循環型社会 持続的発展が可能な社会の構築を図るため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源エネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、減量化、循環的な利用及び適正な処理を図る等、社会経済システムにおける適正な物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、社会経済活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 快適で良好な環境の確保は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全は、快適で良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行うものとする。
- (2) 快適で良好な環境の確保は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、市、市民及び事業者すべての者が公正かつ適切な役割分担の下、協働して積極的に行うものとする。
- (3) 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、地域の環境が地球環境に深く関わることをすべての者が自らの問題として認識し、社会経済活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、積極的にこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減及び快適で良好な環境の確保のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

4 市は、環境保全に関する情報の収集及び公開に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の重要性を認識し、日常生活その他の活動に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に取り組む責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保のために、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止しするために必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たって、公害の原因となるおそれがあるものを厳重に管理し、及び環境の状況を常時監視するとともに、公害その他環境保全に支障を及ぼすおそれがある事態が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるように努めなければならない。

4 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の発生を抑制し、及び資源の循環的な利用を積極的に推進し、廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

5 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

6 事業者は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力するように努めなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、事業者は、快適で良好な環境の確保のために、市の要請する情報の提供に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況並びに快適で良好な環境の確保に関して講じた施策等に関する報告書を毎年作成し、これを公表するものとする。

第2章 快適で良好な環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第8条 市は、快適で良好な環境の確保を図るため、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ふじみ野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 快適で良好な環境の確保に関する長期目標及び総合的な施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるとともに、第29条第1項に規定するふじみ野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動計画の策定)

第10条 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進し、市、市民及び事業者が快適で良好な環境の確保に資する行動をとるため、環境行動計画を策定するものとする。

第3節 市が講ずる基本的な環境施策等

(環境基本計画等との整合)

第11条 市は、環境にかかわる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画等との整合性を図るとともに、環境の保全に積極的に配慮するものとする。

(基本的事項の推進)

第12条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を市民及び事業者と協働して推進するものとする。

(1) 大気、河川、地下水、土壌その他の自然的構成要素の保全及び回復に関すること。

(2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、雑木林、水辺地等における自然環境の保全及び回復に関すること。

(3) 快適で良好な環境及び地域特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的、文化的遺産の保全、回復及び創造に関すること。

(4) 循環型社会の形成及び地球環境保全に資すること。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第13条 市は、公害の原因になる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、当該行為を行う者に対し必要な規制措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の意見の反映)

第14条 市は、快適で良好な環境の保全に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させることができるように必要な体制の整備を講ずるものとする。

(調査の実施と報告)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握し、快適で良好な環境の確保に関する施策を適切に推進するために必要な調査を実施し、公表するものとする。

(環境監査の実施)

第16条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境監査の普及等)

第17条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

(環境管理等)

第18条 市は、自らが環境管理（快適で良好な環境の保全に関する目標を定めた行動計画を策定し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。）を実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第19条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策について、総合的に調整し、推進し、及び客観的に評価するために必要な体制の整備を講ずるものとする。

第3章 市、市民及び事業者の参画及び協働

第1節 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第20条 快適で良好な環境は、すべての市民の共有財産であり、市、市民及び事業者があらゆる力を尽くすことにより確保できるものであるため、それぞれの責務及び役割を自覚するとともに、公正かつ対等な立場で参画及び協働して快適で良好な環境を確保するための活動に共に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、快適で良好な環境を確保するための活動を市民及び事業者と共に推進するための体制の整備に努めなければならない。

第2節 環境教育及び学習の推進等

(環境教育の理念)

第21条 快適で良好な環境の確保に関する教育は、環境と人の活動との関係を認識すること及び快適で良好な環境の確保について理解を深めることにより、環境に関する倫理が確立され、学習意欲の向上が図られ、もって環境に配慮した活動が自ら実践できるように推進されなければならない。

(学習の実施)

第22条 市民及び事業者は、快適で良好な環境の確保のためには環境教育が重要な役割を有することを認識することにより、自ら快適で良好な環境の確保に関する学習を主体的に行い、及び当該事業者の従業員に行わせるよう努めなければならない。

(環境教育及び体験的環境学習の推進)

第23条 市は、快適で良好な環境の確保を推進するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 環境教育及び体験的環境学習の推進のための施策

(2) 環境教育及び体験的環境学習の支援のための施策

(3) 環境教育及び体験的環境学習に関する広報活動

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境教育及び体験的環境学習の推進のために必要な施策
(情報の提供)

第24条 市は、基本的な環境施策を推進するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民及び事業者が行う自発的な環境活動の促進並びに環境教育及び環境学習の振興等に資するため、必要な情報を適切に提供するものとする。

第3節 快適で良好な環境を確保する活動の促進

(自発的活動の促進)

第25条 市は、快適で良好な環境を確保するため、市民及び事業者が自発的に行う環境保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置)

第27条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力等

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第28条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市長は、前項の国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力の推進に当たって、特に必要があると認めるときは、国及び埼玉県その他の地方公共団体に対して、意見を述べることができる。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、ふじみ野市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し答申するほか、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選出された市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(その他)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(ふじみ野市環境審議会条例の廃止)

- 2 ふじみ野市環境審議会条例（平成18年ふじみ野市条例第11号。以下「審議会条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の審議会条例第4条の規定により委嘱された委員は、第29条第4項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における前項の規定による廃止前の審議会条例第5条第1項に規定する委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成20年12月19日

条例第40号

改正 平成22年6月22日条例第26号

平成24年12月21日条例第38号

平成28年9月29日条例第31号

平成31年3月19日条例第5号

令和元年7月12日条例第10号

ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第115号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市・市民・事業者の責務（第3条—第5条）

第3章 廃棄物の減量（第6条—第11条）

第4章 廃棄物の適正な処理（第12条—第24条）

第5章 一般廃棄物等の処理手数料（第25条）

第6章 一般廃棄物処理業の許可等（第26条—第32条）

第7章 地域の生活環境の保持（第33条）

第8章 雑則（第34条—第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。

第2章 市・市民・事業者の責務

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、分別収集の推進、廃棄物処理施設での資源の回収等により、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進を図るとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等に関して、自ら主催する環境教育及び学校教育、社会教育その他の機会を通じて、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、廃棄物の減量に関する自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する事業の実施に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により再利用を図り、家庭系廃棄物を分別して排出し、その減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、資源として利用することのできる物の回収を図るとともに、再利用を促進すること等により、事業系廃棄物の減量に努め、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量

(市による廃棄物の減量等)

第6条 市は、家庭系廃棄物の収集等を行う際には、再利用を目的としてごみの分別及び収集を行い、もって一般廃棄物の処理施設等における資源物の回収等を推進することにより、廃棄物の減量及び再利用に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量等)

第7条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再利用可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより家庭系廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を考慮し、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正な処理等及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量等)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと及びその製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（適正包装等）

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、市民の商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

（多量排出事業者に対する指示）

第10条 市長は、規則に定める多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者及び占有者（以下「事業者等」という。）に対し、当該事業系一般廃棄物の再利用に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

（履行命令等）

第11条 市長は、前条に規定する指示に従わない事業者等に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう命ずることができる。

2 市長は、前項に規定する命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4章 廃棄物の適正な処理

（一般廃棄物処理計画）

第12条 市が、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に関し同条第4項に規定する公表の方法は、これを告示によって行うものとする。

2 前項の規定は、一般廃棄物処理計画に変更があった場合について準用する。

（平31条例5・一部改正）

（環境センター）

第13条 市は、社会、自然及び地域環境の保全並びに循環型社会を実現し、廃棄物を適正に処理し、並びに環境学習を推進するため、ふじみ野市・三芳町環境センターを設ける。

（平28条例31・追加）

（家庭系廃棄物の処理）

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

（平28条例31・旧第13条繰下）

(家庭系廃棄物の処理委託)

第15条 市は、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第4条に定める基準を満たす者のうちから適当と認めるものに委託することができる。

(平28条例31・旧第14条繰下)

(家庭系廃棄物の分別等)

第16条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び規則に定める排出方法に従い、市民相互に協力し、指定された場所（以下「集積所」という。）へ適正に排出するとともに、その集積所を清潔に保たなければならない。

(平28条例31・旧第15条繰下)

(資源物の所有権等)

第17条 前条の規定による集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市が委託した者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平28条例31・旧第16条繰下)

(事業系一般廃棄物の処理)

第18条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障のない方法により、運搬又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、法第6条の2第6項に規定する者に委託しなければならない。

(平28条例31・旧第17条繰下)

(適正な処理が難しい廃棄物)

第19条 市長は、一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理施設の設備及び技術に照らしその適正な処理が困難と認められるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定し、公表することができる。

2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う業者に対して、その回収等の措置を講じるよう要請することができる。

3 事業者は、適正処理困難物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等に際して、当該適正処理困難物の回収その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 市民は、前項に規定する事業者が同項に規定する措置を講じようとするときは、これに協力しなければならない。

(平28条例31・旧第18条繰下)

(排出禁止物)

第20条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 有害性のある物
- (3) 危険性のある物
- (4) 爆発性又は引火性のある物

(5) 著しく悪臭を発する物

(6) 重量又は体積が大きく、処理に著しい支障がある物

(7) 前各号に掲げるもののほか、市の処理業務を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生じるおそれのある物

2 市民は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市の指示に従わなければならない。

(平28条例31・旧第19条繰下)

(家庭系廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第21条 市民は、家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の場合において、市長は、当該家庭系廃棄物が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・一部改正、平28条例31・旧第20条繰下、令元条例10・一部改正)

(事業系一般廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第22条 市が処理することができる事業系一般廃棄物は、再利用することができない紙くず、木くず、繊維くず及び厨芥類の4品目とする。ただし、規則で定める規模以下の事業所が排出する事業系一般廃棄物については、この限りでない。

2 前項の場合において、当該事業系一般廃棄物は、規則で定める受入基準に適合しなければならない。

3 市長は、当該事業系一般廃棄物が規則で定める受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・全改、平28条例31・旧第21条繰下)

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の受入基準)

第23条 市の処理施設に一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を搬入できる者は、規則で定める規模以下の事業所に限るものとする。

2 法第11条第2項の規定により一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。

3 前項の場合において、市長は、当該産業廃棄物が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・追加、平28条例31・旧第22条繰下)

(動物の死体の処理)

第24条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自らの責任において処分しなければならない。ただし、自ら処分することができないときは、速やかに市に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平22条例26・旧第22条繰下、平28条例31・旧第23条繰下)

第5章 一般廃棄物等の処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第25条 市は、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理及び動物の死体の処分に要する手数料として別表第

1 に定める額を徴収する。

2 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができる。

(平22条例26・旧第23条繰下、平28条例31・旧第24条繰下)

第6章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物処理業の許可)

第26条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集業、一般廃棄物運搬業又は同条第6項に規定する一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可をしたときは、許可証を交付する。

(平22条例26・旧第24条繰下、平28条例31・旧第25条繰下)

(変更の許可)

第27条 前条第1項により許可を受けた者（一般廃棄物収集業者、一般廃棄物運搬業者又は一般廃棄物処分業者をいう。以下「一般廃棄物処理業者」という。）のうち、法第7条の2第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(平22条例26・旧第25条繰下、平28条例31・旧第26条繰下)

(処理基準)

第28条 一般廃棄物処理業者は、施行令第3条に規定する基準に従い、一般廃棄物の処理を行わなければならない。

(平22条例26・旧第26条繰下、平28条例31・旧第27条繰下)

(遵守義務)

第29条 一般廃棄物処理業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (4) 一般廃棄物の処理について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第2条の5で定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(平22条例26・旧第27条繰下、平28条例31・旧第28条繰下)

(許可の取消し及び停止命令)

第30条 市長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の3の規定に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の4の規定に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(平22条例26・旧第28条繰下、平28条例31・旧第29条繰下)

(許可証の再交付)

第31条 一般廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 2 9 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 0 条繰下)

(一般廃棄物処理業の許可手数料)

第 3 2 条 第 2 6 条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際に別表第 2 に掲げる手数料を納入しなければならない。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 3 0 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 1 条繰下・一部改正)

第 7 章 地域の生活環境の保持

(清潔の保持)

第 3 3 条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられないように、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 前項に規定する者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川及びその他の公共の場所を廃棄物等で汚してはならない。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 3 1 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 2 条繰下)

第 8 章 雑則

(報告の徴収)

第 3 4 条 市長は、法第 1 8 条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要な者に対し、廃棄物の処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 3 2 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 3 条繰下)

(立入検査)

第 3 5 条 市長は、法第 1 9 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 3 3 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 4 条繰下)

(市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第 3 6 条 法第 2 1 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を 1 年以上有する者
- (3) 2 年以上法第 2 0 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、実務経験を 2 年以上有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、実務経験を3年以上有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、実務経験を4年以上有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、実務経験を5年以上有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、実務経験を6年以上有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、実務経験を7年以上有する者
- (10) 実務経験を10年以上有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

（平24条例38・追加、平28条例31・旧第35条繰下、平31条例5・一部改正）

（規則への委任）

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平22条例26・旧第34条繰下、平24条例38・旧第35条繰下、平28条例31・旧第36条繰下）

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第26号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第38号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月31日から施行する。

（ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例の廃止）

- 2 ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第116号）は、廃止する。

附 則（平成31年条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第10号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表省略

2 用語解説

【ア行】

アスベスト

天然に存在する繊維状の鉱物で、主成分は、ケイ酸マグネシウムです。

アスベストは軟らかく、耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。

しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、大気汚染防止法により、「特定粉じん」に指定され、使用が制限又は禁止されています。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときなどに排出されます。

大気汚染物質としての硫黄酸化物は、一酸化硫黄、二酸化硫黄及び三酸化硫黄が大気中の水分と結合して生じる硫酸ミストが主となり、硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になります。

硫黄酸化物による大気汚染問題は、重油脱硫技術、天然ガスなどへの燃料転換などの普及により沈静化しています。

一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成されます。

環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収されます。ヘモグロビンとの親和力が酸素の 240 倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招きます。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。

一般家庭から排出される家庭ごみの他、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみも事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状の廃棄物も含まれます。

廃棄物処理法では、地方自治体が収集・処理・処分を行うことになっています。

陰イオン界面活性剤

陰イオン界面活性剤は、合成洗剤の主成分であり、その一部は微生物によって分解されにくく、河川の自浄作用の低下や泡立ちの原因となります。

オゾン層

地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O₃)が豊富な層のことをいいます。オゾンは生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収します。

近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測され、紫外線照射量の影響で皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念され、地球温暖化や酸性雨などと並んで代表的な地球環境問題となっています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと呼んでいます。

現在、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が加速されています。1997 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか

HFC 類、PFC 類、SF₆ が削減対象の温室効果ガスと定められています。

【力行】

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を化学的に分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標です。

環境基準では、河川には COD 値は設定されず、湖沼及び海域で類型によりあてはめることとなっています。また、水質汚濁防止法に基づき排出水の規制のための基準値が定められています。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽をいいます。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

平成 12 年の浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されました。

環境基準

環境基本法第 16 条に基づいて国が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準です。

国は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講じて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められた環境基準の確保に務めなければならないとされています。

空間放射線

空間に存在する放射線のことであり、私たちの周りには大地、大気からの放射線や、宇宙線などによる自然放射線が存在しています。自然放射線の量は、地質や地形の違いなどにより場所毎に異なるため、測定地点によって違う値となります。また、同じ場所でも降雨などの気象条件により変動します。

健康項目

環境基本法に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準をいいます。公害対策基本法に基づいて、1971 年に定められたもので、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつで 27 項目が規定されています。

公定法

環境測定の分析方法について、法令等により定められた測定方法のことです。分析化学・微生物培養の分野において成分の定性分析、定量分析、微生物の培養検出を行う際、国際機関、国若しくはそれに準ずる公定試験機関、研究所において指定された方法をいいます。

光化学オキシダント(Ox)

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて発生するオゾンなどの酸化性物質やアルデヒドなどのうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントと呼んでいます。

コンポスター

生ごみなどの有機物を分解し堆肥を作る装置です。

【サ行】

最終処分場

廃棄物の最終処分(埋め立て処分)を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース(再使用)される場合を除き、構造基準と維持管

理基準が定められた最終処分場に埋め立てられています。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、木くず、がれき類などの 20 種類をいいます。

また、このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

酸性雨

酸性雨は、自動車、工場などで石油や石炭が燃やされ、二酸化硫黄、窒素酸化物などの汚染ガスが大気に放出されると、大気中で硫酸や硝酸に変わり、雨に取り込まれて酸性雨となります。通常の雨水 (pH5.6) より強い酸性度を示す雨のことをいいます。ヨーロッパや北米では森林を枯らしたり、湖沼の酸性化により魚類等に影響を与えています。

シーベルト(Sv)

人体が放射線を受けたとき、その影響の度合いを測るものさしとして使われる単位。1mSvは 1,000 μ Sv (マイクロシーベルト) です。シーベルトはスウェーデンの放射線学者 R.M.シーベルトの名からとったもの。

水素イオン濃度(pH)

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示します。

生活環境項目

環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準のひとつです。

水質の環境基準には、人の健康の保護に関する基準(健康項目)と生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)の 2 つがあり、健康項目は全国一律の基準で、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について水域類型ごとに基準値が定められています。水域類型のあてはめは都道府県知事が決定する仕組みになっています。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機物質による水質汚濁を示す代表的な指標です。

全窒素(T-N)

全窒素とは、水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物の全体を指します。

窒素(N)は、リン(P)と並んで動植物の生育にとって必須の元素のため、生活排水、工場排水、畜産排水等に含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると増加して、富栄養化の原因となります。

全リン(T-P)

全リンとは、水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量を指します。

全窒素とともに、水域の富栄養化の原因とされています。

【タ行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義しています。多くの異性体があり、毒性が異なります。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。このような地球温暖化が進むと、海面上昇、豪雨や干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

窒素酸化物(NO_x)

窒素の酸化物の総称です。大気汚染物質としての窒素酸化物は、一酸化窒素、二酸化窒素が主です。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質で、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。

毒性等量 (TEQ)

ダイオキシンの毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできないため、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっています。異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算された値 (TEQ) で毒性影響を評価することが可能になります。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種であり、クロロホルムに似た臭いがあり水に溶けにくい無色透明の液体です。

ドライクリーニングや、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定しているため、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっています。

毒性は、目の刺激、眠気、頭痛などが起こり、場合によっては、肝・腎障害が認められることがあります。

【ナ行】

二酸化硫黄 (SO_2)

無色で刺激臭のある気体です。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼時に発生し、主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られています。二酸化硫黄による汚染された大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの呼吸器疾患を引き起こします。代表的な例としては、「四日市ぜんそく」があげられます。

二酸化窒素 (NO_2)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質です。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程で発生します。

二酸化窒素そのものが大気汚染物質ですが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

【ハ行】

フィルターバッジ

大気中の二酸化窒素等濃度を測定するための簡易測定器です。

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で、窒素、リン等の流入により次第に高い濃度になる現象をいいます。

その結果、藻類等が異常増殖繁殖することにより水中の酸素消費量が高くなり貧酸素化し水質が悪化することや、また藻類が生産する有害物質により水生生物が死滅するなどの影響があります。

浮遊物質 (SS)

水中に浮遊等している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類への影響などがあります。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの

ほか、火山、森林火災などがあります。呼吸器系の各部位へ沈着し、人への影響を及ぼすことがあります。

フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物(CFC、HCFC、HFC)の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン(Chlorofluorocarbons; CFCs)と呼んでいます。これらの物質は、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、オゾン層保護法やフロン回収・破壊法などにより対策が進められています。

ベクレル(Bq)

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1 秒間に 1 個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度、又は放射性物質の量を 1 ベクレル(Bq)という。1 ミリベクレル(mBq)は 1 ベクレルの 1000 分の 1、1 メガベクレル(MBq)は 1 ベクレルの 100 万倍である。

放射線

放射性物質から出てくるアルファ線(α 線)、ベータ線(β 線)、ガンマ線(γ 線)、中性子線等を総称しています。

アルファ線:放射線の一種でヘリウムの原子核。物質を透過する力は弱く、薄い紙一枚程度でさえぎることができる。

ベータ線:放射線の一種で原子核から飛び出す電子。粒子が重く空気中では数 10cmしか飛ばず、アルミ板などの薄い金属板でさえぎることができる。物質を透過する力はアルファ線より強く、ガンマ線より弱い。

ガンマ線:放射線の一種で原子核から出る電磁波。物質を透過する力はアルファ線やベータ線に比べて強い。

放射能

原子核が別の原子核に変わりアルファ線、ベータ線、ガンマ線及び中性子線等の放射線を出す能力をいい、その強さをベクレル(Bq)で表します。放射能を持っている物質を放射性物質といいます。

【ヤ行】

要請限度

自動車騒音や振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。また、道路管理者に対して意見を述べることができます。この一定限度のことを要請限度といいます。

溶存酸素量(DO)

水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の 1 つです。

一般にきれいな河川ではほぼ飽和値に達していますが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。一般に魚介類が生存するためには 3mg/L 以上が必要です。

令和 6 年度版
ふじみ野市の環境行政
(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)
令和 7 年 3 月発行
ふじみ野市市民活動推進部環境課
電話 049(262)9021(直通)
FAX 049(263)6111